

建築確認等の窓口相談業務の予約制について

令和7年4月1日より改正建築基準法が施行され、建築確認申請の「審査省略制度」の対象範囲の縮小や添付図書の増加、原則すべての建築物に省エネ基準適合が義務化される等、各土木センター建築課窓口への相談の増加が見込まれます。

県では相談時間を明確にし、混雑の緩和や待ち時間を解消するため窓口相談業務（建築確認・開発行為等）について、予約制（予約の方を優先）といたします。

1. 相談の流れ

- 1.土木センター建築課へ電話で相談日時の予約をしていただきます。
- 2.予約当日は、当該図面・関係資料等を持参のうえ窓口におこしてください。
- 3.担当者が相談を受けます。

※相談内容によっては、回答に時間がかかる場合があります、後日改めてお越しいただく場合があります。

2. 相談受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～12：00

3. 問い合わせ先

土木 センター	所管市町村	電話番号	FAX	メールアドレス
新川土木 センター	魚津市・滑川市・ 黒部市・入善町・ 朝日町	0765-22- 9117	0765-22- 9153	aniikawadoboku@pref.toyama.lg.jp
富山土木 センター	上市町・立山町・ 舟橋村	076-444- 4449	076-444- 4487	atoyamadoboku@pref.toyama.lg.jp
高岡土木 センター	射水市・氷見市・ 小矢部市	0766-26- 8426	0766-26- 8499	atakaokadoboku@pref.toyama.lg.jp
砺波土木 センター	砺波市・南砺市	0763-22- 6271	0763-22- 6698	atonamidoboku@pref.toyama.lg.jp

4. その他

各種申請書や届出書の提出、通知書等の受け取りについては予約制ではありませんが事前にご連絡をお願いいたします。